岐

阜

県

公

報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

平成二十四年四月一日

(職員厚生課) 課 課 _; = Ξ Ξ Ξ 改正する。 同表林政部森林整備課の部中「20」を「19」に、 林政部林政課の部18の項を削り、同表林政部県産材流通課の部中「19」を「18」に改め、 地球環境課の部中「環境生活部地球環境課」を「環境生活部環境管理課」に改め、同表 岐阜県規則第二十九号 別表各機関共通の部4の項中「(保健所の運転士を除く。)」を削り、同表環境生活部 岐阜県職員被服貸与規則 (昭和四十六年岐阜県規則第四十九号) の一部を次のように 岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十四年四月一日 号 岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則 林業普及指 外 ()規 平 成二十四年 則 岐阜県知事 防寒服 長ぐつ 作業服 (上・下) 四 古 月 田 日 着 着 足

三年

事する職員

(2)

三年本業普及を持ちます。

三年に限る。職員

募業務こ送 林業普及指 を 作業服

(上 下)

着

三年

に改

おにお

する暗員

め、同部に次のように加える。

同表森林研究所の部に次のように加える。 技術センター」に改め、 活技術研究所の部中「産業技術センター、 別表産業技術センター、機械材料研究所、 20 技術職員 現業的業務に従事する 同部2の項中「機械材料研究所」を「工業技術研究所」に改め、 作業服 (上 下) 機械材料研究所」を「工業技術研究所、産業 情報技術研究所、 着 セラミックス研究所、 年 生

81 林業普及指導業務							
防寒服	長ぐつ	作業服 (上・下)					
一	一足	一					
三年	三年	年					

岐

阜

県

「窓」に、「窓」を「窓」に改め、同表建築事務所の部中「窓」を「窓」に、「窓」を「窓」に改め、同表庫川管理事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表庫川管理事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表長良川上流河川開発工に改め、同表庫川管理事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表長良川上流河川開発工に改め、同表庫川管理事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改め、同表土木事務所の部中「窓」を「窓」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

示

告

岐阜県告示第百七十一号

告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県域阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一

前の例による。 が適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に改正後の規定は、平成二十四年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田

七 + =	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	+	年齢
歳以上	工七十歳未満	八十五歳未満	十五歳以上六十歳未満	五十五歳未満	上五十歳未満	以上四十五歳未満	上四十歳未満	二十五歳未満	上三十歳未満	一十五歳未満	歳未満	階層
	71-0	71-9	71-0	71-0	71-9	71-9	71-9	71-0	71-9	71-0	71-9	最
												低
≡	Ę	四		六	六	六	六	六			四	限
九五〇円	九五〇円	六〇二円	七五七円	五 円	九〇三円	九二五円	六四七円	二〇八円	六四八円	○八円	六二三円	度
O 円	円	円	古円	円	픰	吾	古円	八円	八円	八円	픰	額
												最
												高
=	五	九	Ī	四	=	=	\ \ -	五	= =	=	=	限
九五四円	二四七円	〇九〇円	〇五 円	五五円	五四円	六八五円	四九八円	九四四円	〇九〇円	九五四円	九五四円	度
四円	七円	円	円	円	四円	吾	八円	四円	O 円	四円	四円	額

(6)

岐阜県告示第百七十二号

うに改正する。 定める施設の指定に関する告示 (平成八年岐阜県告示第二百六十三号) の一部を次のよ 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田

第三号を削る。

岐阜県告示第百七十二号の二

うに改正する。 定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十四号)の一部を次のよ 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が

同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。 改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田

中「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に、「二万八千三百六十円」を「二 万八千三百円」に改める。 **「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項 表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、**

岐阜県訓令甲第十一号

令 甲

訓

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 各

庁

現 中 地

関 般

平成二十四年四月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

に改正する。 岐阜県職員安全衛生管理規程(昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のよう

うに改める。 にある者」に、「健康管理医が」を「当該健康管理医が」に改め、同条第六号を次のよ 第六条第五号中「その他知事が必要と認める者」を「精神保健福祉センター 所長の職

六 健康管理医 (技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長の職にある者に限る。) 健康管理医全体の調整及び統括をする業務を行う職務

号の次に次の一号を加える。 第六条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六

七 の健康管理医の依頼による規則第十四条第一項各号に掲げる業務及び他の健康管理 める者に限る。) 健康管理医(精神保健福祉センター 所長の職にある者及びその他知事が必要と認 別表第二に掲げる健康管理医が所管する全ての所属に対し、他

の項中「及び精神保健福祉センター所長」を削る。 別表第二技術に関する事務を掌理する健康福祉部次長及び精神保健福祉センター所長

医に対して専門的な助言を行う業務を行う職務

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。